

民進党・県政クラブ県議団

〒810-0044 福岡市中央区六本松3-11-33 エステートビル102

Tel) 092 (406) 9390

Fax) 092 (406) 9391

E-mail) info@haranaka.jp

URL) http://haranaka.jp/

『12月県議会』でも一般質問に登壇しました。



『12月県議会』は12月1日に開会、12月20日に閉会しました。

今議会には、補正予算を含む当初議案26件、追加議案7件、計33件が提出され、議会で審議の後、全ての議案を可決しました。

このうち、補正予算は、本年7月発生 of 「2017九州北部豪雨」の復旧・復興対策費として365億8,800万円が計上されました。なお、復旧・復興対策予算については、先の『9月県議会』での687億9,600万円の補正予算と合わせると、総額で約1,054億の豪雨関連予算となり、過去最高の補正予算額となります。

しかしながら、これまで県が積算した豪雨災害の被害額は2,000億円を超えるとされており、完全復興にはまだまだ多額の予算が必要となります。

今回の補正予算は、豪雨災害被災地への復旧・復興支援とともに、本県の観光振興を果たすための大切な予算として執行して参ります。

今回の一般質問は「民泊新法に対する本県の対策について」でした。



↑12/13『12月県議会』一般質問

12/13、一般質問に登壇しました。今回の質問は「民泊新法に対する本県の対策について」でした。

本年6/9に『住宅宿泊事業法』、いわゆる『民泊新法』が成立し、10/27に関係政省令が公布されています。

なお、『民泊新法』の施行は来年6/15となっていますが、事業者登録の開始は同法施行3ヶ月前、来年3/15から開始されます。行政側の準備もあと3ヶ月となります。

「住宅宿泊事業者」、「住宅宿泊管理業者」、「住宅宿泊仲介事業者」には法や政省令に基づき、各種規程が設けられています。県警察は「悪質な事案は検挙に努めて参る。」としており、民泊業の遵法的な運営が求められます。

なお、今回の質問の質疑応答全文はホームページに掲載していますのでご覧ください。(http://haranaka.jp/)